主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人大石隆久の控訴趣意書に記載されたとおりであるからこれを引用する。論旨第一点(事実誤認、法令適用の誤りの主張)について。所論は、原判決は第一の事実について、常習と認定し、暴力行為等処罰二関スル法律第一条ノ三を適用しているが、被告人の本件器物損壊の事実は明らかであるとしても、被告人の器物損壊の前科としては、昭和四六年一〇月一四日浜松簡易裁判所において罰金五千円に処せられた一件があるだけであつて、暴行、脅迫の前科はなく、本件も僅か一件の器物損壊の事実に過ぎないから、これを被告人の習癖によるものとして、常習性を認定した原判決は事実を誤認したものであり、かつ本件については刑法第二六一条をもつて処断すべきであるから、原判決が暴力行為等処罰に関スル法律第一条ノ三を適用したのは法令の適用を誤つたものであるというのである。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 石田一郎 判事 管間英男 判事 柳原嘉藤)